部長及び参事官　　地域発第264号
殿　　令和３年９月22日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

水難・山岳遭難事故等に関する報告について（通達乙）

水難・山岳遭難その他の事故の速報に関し、「水難・山岳遭難事故に関する報告について（通達乙）」（平成28年３月15日地域発第86号。以下「旧通達」という。）により報告を求めていたものであるが、報告に関して、水難発生報告票、山岳遭難発生報告票の様式の変更及び自然災害、船舶事故の報告要領を追加し下記のとおり定め、令和３年10月１日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、旧通達は廃止する。

記

１　水難

「様式１　水難発生報告票」により報告すること。

(1)　水難の意義

屋外の水面において誤って水死し、又はその寸前に救助された場合であって、大雨、高潮、津波又は船舶事故による水難以外のものをいう。

(2)　水難の適用範囲

ア　屋外の水面における事故であること。

海、河川、湖・沼、用水路、堀、プールその他の屋外の水面で発生した事故（屋内プールで発生した事故を含む。）をいう。

イ　誤って水死し、又はその寸前に救助された場合であること。

誤って水死した場合であって、自殺や殺人によるものは含まない。水死とは、一般に溺死をいうが、溺死以外であっても例えば水中において心臓麻痺より死亡したものは含まれる。また、溺死であっても道路の単なる水たまりにおいて死亡したものは含まない。水死寸前とは、死に直面している場合で社会通念上そのまま放置すれば当然水死したであろうと認められる場合をいう。

ウ　大雨等の自然災害又は船舶事故以外の水難であること。

エ　被救助者の範囲

一般的には、水に溺れ水死寸前を第三者によって救助された者をいう。

例えばボートが転覆し何人かが溺れたが、そのうち水泳の達者な者が自力で脱出した場合、又は増水で中州に取り残された何人かのうち、水泳の

できる者が岸に泳ぎ着いて助かった場合も被救助者として取り扱うこと。

(3) 留意事項

水難のうち、レジャー・スポーツ事故、船舶事故に該当する場合は、「様式１　水難発生報告票」に加え「様式３　レジャー・スポーツ事故発生報告票」、「様式５　船舶事故報告票」により報告すること。

２　山岳遭難

山岳遭難については、登山による遭難のほか、山菜採りやきのこ狩り等での遭難についても「様式２　山岳遭難発生報告票」により報告すること。

３　レジャー・スポーツ事故

レジャー・スポーツ事故については、「様式３　レジャー・スポーツ事故発生報告票」により報告すること。

４　自然災害

台風、大雨、強風、高潮、地震、津波、噴火及び雪害以外の自然災害について人的被害や県民の生活に多大な影響のあったものについては「様式４　自然災害発生報告票」により報告すること。

５　船舶事故

船舶事故及び船舶が関係する事故については「様式５　船舶事故発生報告票」により報告すること。（沖合で海上保安庁のみが対応したものを除く。）

担当：地域企画係　警電3562～3564